

## 後鳥羽親政のはじまりと九条兼実による如意宝珠検封

谷 昇

### はじめに

建久三年（一一九二）三月十三日未明、後白河上皇が闘病のち死去した。朝政は、源平争乱から鎌倉幕府成立という動乱の世をしたたかに切り抜けた上皇の手から、孫帝後鳥羽に委ねられることとなった。「後鳥羽親政」のはじまりである。ときの関白九条兼実にとつては、かつての会談で源頼朝の口にはほった「法皇御万歳」の時、すなわち朝政主導のチャンスが到来した。

兼実は上皇の死に対しどのように対応したか。病氣見舞・葬儀・忌日行事などの実務において院参は前後三日にとどまり、もっぱら遺領処分に関心を示したほかは、総じて院に対し冷淡であった。元服を終えていたとはいえ、後鳥羽天皇未だ十三歳、なお後見を必要としており、兼実は天皇倚廬入りの手配などに奔走した。以後倚廬からの出御（四月二日）を待つかのように、醍醐座主勝賢が私蔵（仮蔵）していた「如意宝珠」を回収、<sup>①</sup> 観覧に付し検封した上で、ほんらいの収蔵庫である鳥羽勝光明院宝蔵に返納するという挙に出た。

建久年間の「如意宝珠」および検封については、大覚寺聖教・文書研究会による史料紹介および川端新氏による詳細な分析と解説がある。<sup>②</sup> 宝珠を本尊とする密教修法「如意宝珠法」については、杉橋隆夫氏紹介の四天王寺蔵「如意宝珠御修法日記」<sup>③</sup>がその実態を伝えている。

る。

「如意宝珠」そのものに関しては、膨大な研究が蓄積されている。舍利・宝珠、および舍利信仰などについては、内藤栄氏の明快で分かりやすい解説がある。<sup>④</sup> 阿部泰郎氏は、本稿の問題関心と重なるほとんどの分野について詳細な考察を行っている。<sup>⑤</sup> 上川通夫氏は、白河院政期の大治二年（一一二七）、後院領肥前国神崎荘から出現した「鯨珠」（宝珠に擬された）について、東アジア国際情勢の下で独自の政治的地位を確立しようとした白河上皇の意図、すなわち宝珠の政治性を読み取っている。また、同時期に考案された「如意宝珠法」についても分析している。<sup>⑥</sup> 当該宝珠ほんらいの格納場所である鳥羽勝光明院宝蔵と宝珠については松本郁代氏の議論に詳しい。<sup>⑦</sup>

また、後白河上皇と宝珠について、包括的な議論を行ったのは美川圭氏である。同氏は「蓮華王院宝蔵に収蔵されるべき第一の宝物は、鳥羽殿にはあるが、後白河が直接手に入れることができなかつた如意宝珠であろう。」<sup>⑧</sup>と位置付けている。

本稿は、これら研究史に学びつつ、今一度兼実による宝珠検封の経緯を前後にわたり詳細に検討し、後鳥羽親政のはじまりという政治状況と重ね合わせることで、九条兼実政権構想の一端を明らかにしようとするものである。なお分析にさいしては、『玉葉』記事の存否にも着目した。

# 1 「法皇御万歳」と九条兼実

建久元年十一月九日、兼実は上洛中の源頼朝と会談、頼朝のことは「法皇御万歳」後に兼実を訪れるであろう期待と希望・盟約がちりばめられている。今まさにその時が到来したのである。

【史料1】『玉葉』建久元年十一月九日条（部分、傍線筆者、以下同

じ）

謁<sub>レ</sub>頼朝卿<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>示之事等、依<sub>レ</sub>八幡御託宣<sub>一</sub>、一向奉<sub>レ</sub>帰<sub>レ</sub>君事、可<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>三百王<sub>一</sub>云々、是<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>帝王<sub>一</sub>也、仍<sub>レ</sub>当<sub>レ</sub>今御事、無<sub>レ</sub>双可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>之、然而、当時法皇執<sub>レ</sub>天下政<sub>一</sub>行、仍<sub>レ</sub>先奉<sub>レ</sub>帰<sub>レ</sub>法皇<sub>一</sub>也、天子、如<sub>レ</sub>春宮<sub>一</sub>也、法皇御万歳之後、又可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>帰<sub>レ</sub>主上<sub>一</sub>、当時<sub>モ</sub>全非<sub>レ</sub>疎略<sub>一</sub>云々、又<sub>レ</sub>下官<sub>レ</sub>辺事、外相雖<sub>レ</sub>表<sub>レ</sub>疎遠<sub>一</sub>之由、其<sub>レ</sub>実<sub>レ</sub>全無<sub>レ</sub>簡<sub>一</sub>、深有<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>存<sub>一</sub>旨、依<sub>レ</sub>恐<sub>レ</sub>射山<sub>一</sub>之聞、故<sub>レ</sub>示<sub>レ</sub>疎略<sub>一</sub>之趣也云々、又<sub>レ</sub>天下<sub>レ</sub>遂可<sub>レ</sub>直立<sub>一</sub>、当<sub>レ</sub>今幼年、御尊<sub>レ</sub>下又<sub>レ</sub>余算<sub>レ</sub>猶遙、頼朝又有<sub>レ</sub>運<sub>レ</sub>々、政何<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>反<sub>レ</sub>淳素<sub>一</sub>哉、当時<sub>ハ</sub>偏奉<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>法皇<sub>一</sub>之間、万事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>叶<sub>一</sub>云々、而<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>示<sub>レ</sub>之旨、太甚<sub>レ</sub>深也、

兼実は、後白河上皇の死に至る病は建久二年初冬に始まったと考えられている（「自<sub>レ</sub>去年初冬<sub>一</sub>」、御惱始萌、漸々御増、遂以<sub>レ</sub>帰<sub>レ</sub>泉<sub>一</sub>）。以後約一年間にわたる上皇の闘病中、兼実は政務上幾度となく院参するが、上皇側の対応は総じて素っ気ない。建久二年十二月十七日関白に任じた兼実は、五度上表のため上皇を訪れるが「御遊之間」なる理由により面会しない（『玉葉』同日条）。院殿上定の報告も「御寝」を理由に聞かない（同閏十二月二十二日条）、病気を見舞っても多く女房二品（丹後局高階栄子）が対応する……などである。

そしてついには建久三年正月三日、兼実をして「件間、殊可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>祈申<sub>一</sub>之趣、具<sub>レ</sub>示<sub>レ</sub>女房<sub>一</sub>了、愚身<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>仙洞<sub>一</sub>疎遠無<sub>レ</sub>双、殆<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>処<sub>レ</sub>謀反<sub>一</sub>之

首<sub>一</sub>、然而、中心之襟、上天定照敷、仍<sub>レ</sub>偏存<sub>レ</sub>忠、不<sub>レ</sub>殘<sub>レ</sub>所存<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>達<sub>レ</sub>叡聞<sub>一</sub>之由<sub>レ</sub>示<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>了」と言わしめるに至るのである。

兼実が上皇に最後に面会したのは、二月十八日後鳥羽天皇院御所行幸に随行したさいであったと考えられる。この時上皇は遺領処分につき兼実に申し下すことがあった。

【史料2】『玉葉』建久三年二月十八日条（部分）

白川御堂等・蓮華王院法華堂・鳥羽・法住寺等、皆可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>公家御沙汰<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>余散在所領等、宮達有<sub>レ</sub>三分給事等<sub>一</sub>、随<sub>レ</sub>聞食及<sub>レ</sub>面々可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御沙汰<sub>一</sub>云々（此外、今日吉・今熊野・最勝光院、後院領神崎・豊原・会賀、福地等、皆可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>公家御沙汰<sub>一</sub>、但<sub>レ</sub>金剛勝院一所、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>殷富門院領<sub>一</sub>云々）、此御処分之躰、誠<sub>レ</sub>穩便也、

兼実は上皇の遺領処分を「誠に穩便」と評価した。藤原定家も「法住寺殿・蓮華王院・六勝寺・鳥羽等、惣可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>公家御沙汰<sub>一</sub>」（『明月記』三月十四日条）と書いている。上皇没後の三月二十日、兼実は「御処分帳」を書写しており（『玉葉』）、「親政」を見据えての準備が重ねられていた。

兼実は上皇崩の一報にただちに参院、臨終の模様を聴取、巳刻（午前十時頃）には早々に退出して参内し、後鳥羽天皇服喪（諒闇）・遺詔奏・固関などの手配に奔走した。ときの兼実の心境については『玉葉』当日条が伝えており、院近臣への皮肉が記されている（傍線部）。

【史料3】『玉葉』建久三年三月十三日条（後略、傍注カナ筆者）

十三日、乙酉、晴、此日寅刻、太上法皇崩<sub>一</sub>御于<sub>レ</sub>六条西洞院宮<sub>一</sub>（御年六十六）、鳥羽院第四皇子、御母待賢門院、二条・高倉両院父、六条・先帝・当<sub>レ</sub>今三帝祖、保元以来卅余年治<sub>レ</sub>天下<sub>一</sub>、寛仁稟性、慈悲行<sub>レ</sub>世、帰<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>仏教<sub>一</sub>之徳、殆<sub>レ</sub>甚<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>梁武帝<sub>一</sub>、只<sub>レ</sub>恨<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>延喜<sub>一</sub>・天曆之古風<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>去年初冬<sub>一</sub>、御惱始萌、漸々御増、遂以

帰<sup>ル</sup>泉、天下皆愁<sup>レ</sup>之、況朝暮狎<sup>ル</sup>德之類哉、海内悉傷、況名利<sup>ナル</sup>飽<sup>ル</sup>之恩之輩哉、

上皇危急にさいし、兼実の院参が史料上確認できるのは、死去前日・当日・葬送当日の三回のみ(前述)であった。いっぽう、院御所六条殿においては、葬送(十五日)、初七日(十九日)、から七七日(五月二日)まで仏事が連続、院周辺には多忙な日々が展開して行く。

## 2 宝珠検封前史―建久二年舍利盗掘事件と勝賢偽称「仏眼法」

ここで、兼実と「宝珠」の関わりについて、検封(建久三年)に先だつ事象を概観しておきたい。『玉葉』に「宝珠」の語が現れる日条は僅か二箇日である(①建久二年閏十二月十四日(「宝珠法」)、②建久三年四月八日(「如意宝珠」))が、兼実はそれ以前に、如意宝珠のひとつの在り様<sup>①</sup>とされる「室生山舍利」の盗掘事件<sup>②</sup>に深く関わった。

建久二年五月二十二日、奈良佐保殿滞在中の兼実のもとに重大事件が伝えられた。室生山に埋納されていた舍利を重源弟子、宋人空諦が盗掘、興福寺衆徒が抗議の声を挙げているというのである。以降この事件は後白河上皇や醍醐座主勝賢も加わっての国家的大事件に発展し、関東にまで一報が及んでいる(『玉葉』五月二十二日条、『吾妻鏡』七月二十三日条)。

六月六日重源が上洛、兼実を訪問し、盗掘は「空諦狂惑也」と報告(『玉葉』)、八月三日になって、件の舍利が兼実のもとに届けられた。ここで兼実はその真偽を判定すべく、驚くべきことに舍利を砥石で磨かせ、「舍利漸減」をもって偽物と断じている(同)。いわば「破壊検査」が強行されたのであった。兼実にとって舍利や宝珠は、紛争や政

争の場面ではひとつの「物体」と観念・処理されていたのである。次いで同年閏十二月十四日、兼実のもとに勝賢が「如意宝珠法」を修するとの情報が届いた。

【史料4】『玉葉』建久二年閏十二月十四日条(部分、括弧内筆者、以下同)

勝賢同自<sup>二</sup>明日<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>修<sup>二</sup>仏眼法<sup>一</sup>云々、一昨日右大臣(兼雅)云、勝賢可<sup>レ</sup>修<sup>二</sup>如意宝珠法<sup>一</sup>之由令<sup>レ</sup>申云々、余云、未<sup>レ</sup>聞<sup>下</sup>真言院法之外、顕露称<sup>二</sup>其名<sup>一</sup>被<sup>レ</sup>行<sup>二</sup>此法<sup>一</sup>例上、但定有<sup>二</sup>所存<sup>一</sup>歟者、而今日聞<sup>二</sup>此旨<sup>一</sup>、叶<sup>二</sup>愚案<sup>一</sup>了、猶其实雖<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>三件秘法<sup>一</sup>、偽<sup>二</sup>称他法<sup>一</sup>之由云々、先日、右大臣説尤不審、勝賢思返歟、右大臣訛言歟、兼実は「宝珠」の名を冠した修法など聞いことがないと難色を示す。結果、意を体したか勝賢は「仏眼法」を修することにしたと述べ、兼実は「叶<sup>二</sup>愚案<sup>一</sup>了」と得意であった。しかし仏眼法が如意宝珠法の偽称である疑いも棄ててはいない。

さいわい当日の修法記録が、四天王寺所蔵「如意宝珠御修法日記」<sup>③</sup>として類聚された事例の中に含まれており、聖教は本文(建久二年閏十二月十四日)・支度注進(同十二日)・巻数(建久三年正月六日)のフルセットで残る。これらを見るに「仏眼法」とされた修法が「宝珠法」であったことは明らかで、兼実はいわば騙されたのだと言えよう。しかも興味深いことに、この修法には近衛基通がかかわっていた(「支度物近衛殿沙汰云々。毎時美麗也」)。

かかる事実からして、兼実は如意宝珠にかねてより深い関心を寄せていたものの、密教界秘匿の壁に阻まれ正確な情報に接することが出来なかった。上記二例からして、翌年の宝珠回収と検封が、兼実偶然の発意ではなかったことは明らかであろう。

### 3 宝珠検封前夜―蓮華王院宝蔵検封

後鳥羽天皇は、建久三年二月十八日、後白河上皇病氣見舞のため院御所に行幸した。このさい遺領処分があり、蓮華王院は後鳥羽天皇に譲られた。

先に見たように、上皇死去当日院参するも早々に退出、参内した兼実は、関白として天皇のなすべき国家的弔事の差配に忙殺された。宿候の夜になって、中納言・左衛門督源通親が、右大臣藤原兼雅の使と称して兼実のもとを訪れた<sup>14</sup>。用件は蓮華王院宝蔵検封をめぐる一件であった。このことに関し、先学の分析に負いながら、事態の推移を概観しておきたい。

上皇死去の夜、内裏・仙洞ともに多忙を極める中、通親が内裏に参入するなど、よほどの重大案件を帯してのことと想像される。通親は右大臣兼雅の伝言として「蓮華王院宝蔵所納宝物等が散失しており、院での沙汰は不可能ゆえ、ぜひ内裏より出納一人を派遣して頂きたい」と申し入れた(『玉葉』)。しかし兼実はこれを拒否、通親は帰参の後、必ず当方で沙汰する旨の右大臣返答を書面で知らせてきた。兼実は「証文」としてこれを取り置いた。

翌十四日、宿候明けの兼実のもとに、蔵人頭藤原宗頼から二つの報告があった。ひとつは「出納帰参申状」で、この記事から、昨夜兼実が拒否したと思われる出納が院に派遣されていたことが知れる。出納は院の御使とともに宝蔵に封をしたと報告。

また兼雅は、昨夜通親が明かさなかつた重大な事実を兼実に告げた、すなわち宝蔵には「御仏事用途」が宿納されているというのである。このことを知った兼実は、今回の検封によって、仏事用途を宝蔵に宿納・封をしたのは公家であるということになるのではないかと激怒

「旁足<sup>15</sup>驚奇」「事太非常、不慮之違乱也、返々驚歎無<sup>16</sup>限」と院側の沙汰を難じた。続いて『玉葉』には右大臣の陳弁―兼実の通親批判が書き連ねられる。結局兼実は、葬礼の後出納を遣わし宿納物を取り出すよう命じた。『明月記』同日条には「宝倉以下、被<sup>17</sup>付<sup>18</sup>殿下御封一云々」と見え、検封は勅封でなく兼実によって行われた。

この一件は兼実にとつて、後白河死去当日夜から翌日にわたり、『玉葉』紙幅のほぼすべてを費やして記録された大事件であり、後の「如意宝珠検封」に大きな影響を与えたに違いない。王家宝蔵について、通親に先を越された兼実の焦りが、続く如意宝珠回収・検封から鳥羽勝光明院宝蔵宿納へと向かわせたに違いない。

### 4 建久三年宝珠検封の展開と『玉葉』記事の存否

九条兼実による如意宝珠回収・検封の事実を、後鳥羽親政のはじまりという文脈において検討せんとする本稿の趣意からすれば、後白河没後から、検封の時期を中心とした略年表を示し考察を続けることが有効であろう。

【表1】建久三年如意宝珠検封から返納までの略年表(『心記』は『大日本史料』に拠った)

月	日	記事存否
4	2	・天皇、倚廬を出御・御禊・本殿に還御〔玉〕〔明〕〔心記〕 ・椽官旨〔明〕〔心記〕、解陣・開闕〔玉〕 ・兼実参内〔玉〕
4	3	・講筵〔明〕
4	4	・後白河上皇没後三七日〔心記〕、講筵〔明〕
		×明
		×明

4	5	・講筵、公卿十三人參〔明〕	×	明
4	6	・定家参院せず〔明〕	×	明
4	7	・定家不出仕〔明〕	×	明
4	8	・二品(丹後局) 仏事〔明〕、 兼実宗頼を派遣し、如意宝珠を清浄光院より回収、内裏に安置させる〔玉〕 ・宝珠宮開闢のため勝賢を召すも勝賢拒否、宝珠を大炊殿に移し勝賢とともに宮を開く。この日内裏に返納〔兼実置文〕〔吉部秘訓抄〕 ・兼実参内、本日以後五月一日まで〔玉〕 記事を欠く。	玉	明
4	9	・坊門中納言(親信) 仏事〔明〕	×	明
4	10	・定家、兼実如意宝珠持ち出しの件を宗頼から聞く〔明〕 ・勝賢、「宝珠注進状」を書く〔大覚寺聖教〕	×	明
4	11	・四七日 四七日御講〔明〕	×	明
4	12	・章玄法印仏事、範能卿仏事〔明〕	×	明
4	13	・定家、病氣不出仕〔明〕	×	明
4	14	・兼実内裏二間において宝珠開封、天皇・中宮任子・左大将良経同座〔吉部秘訓抄〕 ・兼実、宝珠目録・置文を書き、宝珠宮に同梱〔大覚寺聖教〕 ・宝珠を鳥羽勝光明院に返納〔吉部秘訓抄〕 ・定家、心身猶不快不出仕〔明〕	×	明

また当該期、『玉葉』に記事を欠く日が多いことにも注目したい。

後鳥羽親政のはじまりと九条兼実による如意宝珠検封

【表2】 建久三・四年『玉葉』『明月記』記事の存否(○=玉、●=明、●=玉+明)

同4年	建久3年 (1192)												月	日		
	3	2	1	12	11	10	9	8	7	6	5	4			3	2
○	○	○				○	○		○	●	●	●	○	○	○	1
	○	○				○	○		○	●	●	●	○	○	○	2
		○					○		○	○	○	○	○	○	○	3
		○					○		○	○	○	○	○	○	○	4
		○							○	○	○	○	○	○	○	5
		○							○	○	○	○	○	○	○	6
		○						○		○	○	○	○	○	○	7
		○						○	○	○	○	○	○	○	○	8
		○						○		○	○	○	○	○	○	9
		○						○		○	○	○	○	○	○	10
		○						○		○	○	○	○	○	○	11
		○						○		○	○	○	○	○	○	12
		○						○		○	○	○	○	○	○	13
		○						○		○	○	○	○	○	○	14
		○						○		○	○	○	○	○	○	15
		○						○		○	○	○	○	○	○	16
		○						○		○	○	○	○	○	○	17
		○						○		○	○	○	○	○	○	18
		○						○		○	○	○	○	○	○	19
		○						○		○	○	○	○	○	○	20
		○						○		○	○	○	○	○	○	21
		○						○		○	○	○	○	○	○	22
		○						○		○	○	○	○	○	○	23
		○						○		○	○	○	○	○	○	24
		○						○		○	○	○	○	○	○	25
		○						○		○	○	○	○	○	○	26
		○						○		○	○	○	○	○	○	27
		○						○		○	○	○	○	○	○	28
		○						○		○	○	○	○	○	○	29
		○						○		○	○	○	○	○	○	30

右表に見るように、上皇死去以降、特に四月から年末にかけて、『玉葉』は記事を欠く日が目立つ。記事欠の理由は記事不存在・散逸・廃棄などが考えられるが、本稿が用いる『九条家本玉葉』の主たる底本(「九条家清書本」<sup>17)</sup>鎌倉初期写、五〇冊)および影印版(書陵部マイクロデジタル)を見る限り簿冊に欠失などは見られず、書写段階ですでに記事が存在しなかったと考えられ、もともと記事が書かれなかった、あるいは破棄された可能性を棄てきれない、だとすれば、兼実の周辺にただならぬ事態が生起していたことも想定される<sup>18)</sup>。幸い、【表2】に見られるように、『玉葉』の欠は『明月記』が補ってくれる部分があり、本稿の主題である「如意宝珠検封」(四月八日)の詳細についても同記ほかに負うところが大きい。

## 5 宝珠検封関係史料

ここで、兼実による宝珠回収と検封にかかる史料群につき整理しておく。

【表3】 九条兼実「如意宝珠」検封関係史料

記号	日付	史料	備考
①	建久03-04-08	『玉葉』	
②	建久03-04-10	『明月記』	
③	建久03-04-14	『吉部秘訓抄』（吉田経房）	
④	建久03-04-14	九条兼実置文写	大覚寺聖教『靈宝事』
⑤	建久03-04-10	僧正勝賢注進状写	大覚寺聖教『靈宝事』
⑥	建久03-04-14	九条兼実置文写 靈宝目錄	大覚寺聖教『靈宝事』
⑦	建久06-08-14	九条兼実置文追記写	大覚寺聖教『靈宝事』

④～⑦は、大覚寺聖教・文書研究会「大覚寺聖教・文書」において翻刻紹介されており、川端新氏による詳細な解説がある<sup>⑨</sup>。解説によれば、鎌倉後期になると、一連の置文が聖教として書写されるようになり、複数の写本が確認されているという<sup>⑩</sup>。本稿では「大覚寺聖教本」を用いる。

③『吉部秘訓抄』は『吉記』写本の一であるが、『大日本史料』のほか、高橋秀樹編『新訂吉記 本文編三』（和泉書院、二〇〇六年）に収載されている<sup>⑪</sup>。

次に、煩をいとわず、【表3】①～⑦史料を掲出する（傍線・丸囲み記号は筆者）

【史料①】『玉葉』建久三年四月八日条

「奉迎如意宝珠安置□□□□、」

八日、己酉、遣<sup>⑦</sup>宗頼於勝賢僧正〔住房〕〔清浄光院〕、奉

迎<sup>⑧</sup>如意宝珠<sup>⑨</sup>安置禁中、余参会也、此間事有<sup>⑩</sup>子細、不

能<sup>⑪</sup>具記、只録大概也、先弘法大師渡唐帰朝之時、有<sup>⑫</sup>嫡々相

承之珠、即被<sup>⑬</sup>載<sup>⑭</sup>御遺告、被<sup>⑮</sup>埋<sup>⑯</sup>室生精進峯、是又大師自

所<sup>⑰</sup>造珠、被<sup>⑱</sup>奉<sup>⑲</sup>籠<sup>⑳</sup>法勝寺円堂本仏愛染王御身了〔件珠、自

大師相伝、至<sup>㉑</sup>于範俊僧正、々々進<sup>㉒</sup>白川院、今<sup>㉓</sup>有<sup>㉔</sup>宝珠

〔其出所未詳〕、同範俊所<sup>㉕</sup>進云々、而鳥羽院御時、預<sup>㉖</sup>給家成

卿、没後召<sup>㉗</sup>返之、安置勝光明院宝蔵、而此法皇御時、

去<sup>㉘</sup>寿永之比、九郎義経欲<sup>㉙</sup>奉<sup>㉚</sup>取<sup>㉛</sup>法皇之時、勝賢僧正奏<sup>㉜</sup>事由、

申<sup>㉝</sup>出彼珠一修<sup>㉞</sup>件法、果以無為、其後依<sup>㉟</sup>二院宣一修<sup>㊱</sup>長日御

祈、去年祈雨之時、即以<sup>㊲</sup>此珠安置壇上、果以有<sup>㊳</sup>効験、今度

御惱之時、同修<sup>㊴</sup>之、雖<sup>㊵</sup>無<sup>㊶</sup>始終之靈験、早速結願、仍御終焉

之時不<sup>㊷</sup>修<sup>㊸</sup>之、然而依<sup>㊹</sup>有<sup>㊺</sup>七日御祈、猶不<sup>㊻</sup>返納、大略如<sup>㊼</sup>私

物也、不<sup>㊽</sup>返上、遂以崩御、余側<sup>㊾</sup>聞此事、今日遣<sup>㊿</sup>宗頼、即

付<sup>㊿</sup>御所一進也、今日、余愛染〔王行法結願〕日也、又、最

〔上吉日也〕、事表示、尤為<sup>㊿</sup>吉祥〔歟〕、〔御塗籠立〕白木〔床

子〕〔新〔造〕〕奉<sup>㊿</sup>安<sup>㊿</sup>之、件珠安置厨子張、有<sup>㊿</sup>錦覆、本

納<sup>㊿</sup>入角〔赤〕辛櫃云々、而件櫃在<sup>㊿</sup>醍醐、於<sup>㊿</sup>珠者、先以召寄

了隨身云々、聊有<sup>㊿</sup>疑歟、今夜余宿候、

【史料⑥】『明月記』建久三年四月十日条

十日 天晴、

早旦参内〔殿下御共〕、已令<sup>㊿</sup>退出<sup>㊿</sup>給了、仍馳<sup>㊿</sup>参<sup>㊿</sup>大炊殿、仰

云、可<sup>㊿</sup>帰参<sup>㊿</sup>也、暫可<sup>㊿</sup>候、仍日臈、頭亮参入、語云、今日御退

出、依<sup>㊿</sup>如意宝珠事也、件宝珠、仏在世之物也、弘法大師伝<sup>㊿</sup>我

朝<sup>㊿</sup>給、在<sup>㊿</sup>醍醐、某僧正之時、進<sup>㊿</sup>白河院〔追從歟〕、白河院

伝<sup>㊿</sup>給鳥羽院、々々々御時、恩寵之余、預<sup>㊿</sup>給家成卿、件卿、

不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>妻子<sub>一</sub>、安<sub>二</sub>置<sub>二</sub>靈山堂<sub>一</sub>、薨逝之後、自<sub>レ</sub>院被<sub>二</sub>召返<sub>一</sub>之  
 処、後家申<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>知由<sub>一</sub>、逆鱗、付<sub>二</sub>廷尉<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>責由、被<sub>レ</sub>仰、仍  
 致<sub>二</sub>種々祈禱<sub>一</sub>之処、經箱底有<sub>二</sub>書付物<sub>一</sub>、示<sub>二</sub>其所<sub>一</sub>、仍掘出所進  
 也、其後被<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>置<sub>二</sub>勝光明院寶藏<sub>一</sub>、而法皇御時、義頭事時、以<sub>二</sub>  
 勝賢僧正<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>三件珠<sub>一</sub>為<sub>二</sub>本尊<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>如意、法<sub>一</sub>、其事嚴重  
 無為、仍年來預<sub>二</sub>給件僧正<sub>一</sub>、去冬又有<sub>二</sub>此法<sub>一</sub>、而正月七日結願  
 了云々、

殿下聞<sub>二</sub>召此事<sub>一</sub>、一昨日、以<sub>二</sub>下官<sub>一</sub>令<sub>二</sub>迎取<sub>一</sub>給、若置<sub>二</sub>醍醐<sub>一</sub>  
 者、可<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>之由被<sub>レ</sub>仰、仍具<sub>二</sub>數引替<sub>一</sub>、向<sub>二</sub>彼僧正許<sub>一</sub>之処、在<sub>二</sub>此  
 房<sub>一</sub>、仍取出所<sub>レ</sub>奉也、同車參入、今日殿下御同車、藏人忠綱持  
<sub>レ</sub>之、參<sub>二</sub>御車下<sub>一</sub>、入御以後、被<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>置<sub>二</sub>南面中間<sub>一</sub>（赤塗子、如  
 障子一帳也）、置<sub>二</sub>机<sub>一</sub>、忽供<sub>二</sub>香花<sub>一</sub>、濯<sub>二</sub>板敷<sub>一</sub>、女房等皆、被  
<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>寢殿内<sub>一</sub>了、彼僧正依<sub>レ</sub>召參入、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>開拜云々、此僧正  
 依<sub>二</sub>素服人<sub>一</sub>、不<sub>二</sub>參内<sub>一</sub>、仍有<sub>二</sub>御退出<sub>一</sub>也、僧正若被<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>聽者、  
 殿下於<sub>二</sub>内裏<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>開給、主上可<sub>レ</sub>御覽、但可<sub>レ</sub>隨<sub>二</sub>僧正申<sub>一</sub>也、已  
 時許僧正參入、數刻無<sub>二</sub>御出<sub>一</sub>、親經弁申<sub>二</sub>御齋会事等<sub>一</sub>（蓮花王  
 院）、僧可<sub>レ</sub>坐<sub>二</sub>仏前平板敷<sub>一</sub>、公卿可<sub>レ</sub>坐<sub>二</sub>簀子<sub>一</sub>云々（度者使可  
<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>其前<sub>一</sub>）

此間、以<sub>二</sub>宣平<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>勘<sub>二</sub>宝珠返納日<sub>一</sub>（可<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>置<sub>二</sub>勝光明院<sub>一</sub>）、  
 申云、……（中略）……仰依<sub>レ</sub>請、又以<sub>二</sub>頭亮<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>送、但觸<sub>二</sub>  
 右府<sub>一</sub>、相親院司一人、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>催進<sub>一</sub>之由被<sub>レ</sub>仰（為<sub>二</sub>証人<sub>一</sub>也）、  
 於<sub>二</sub>御倉<sub>一</sub>者、藏司可<sub>レ</sub>開<sub>レ</sub>之云々、最勝講八月可<sub>レ</sub>行云々、人々退  
 出、御出猶遲、依<sub>二</sub>窮屈<sub>一</sub>退出、休息之後帰參、哺御參内（宝珠  
 厨子、在<sub>二</sub>御車口<sub>一</sub>）、頭亮相<sub>二</sub>具藏人等<sub>一</sub>、儲<sub>二</sub>陣口<sub>一</sub>、忠綱・非藏  
 人有兼等昇<sub>レ</sub>之扈從、其後參<sub>二</sub>宮御方<sub>一</sub>、相次參<sub>二</sub>大將殿<sub>一</sub>、見參之  
 間、入夜退出、今日仰云、右大將裝束於<sub>レ</sub>院見歟、申云、不<sub>二</sub>委

見候、着<sub>二</sub>烏帽子<sub>一</sub>、着<sub>二</sub>重服袍<sub>一</sub>云々、尤希異事歟、如何々々、  
 【史料◎】『吉部秘訓抄』建久三年四月十四日条  
 一、勝光明院寶藏如意宝珠事

建久三 四 廿四（十四） 同記（経房記）云、今日勝光明院如意  
 宝珠被<sub>レ</sub>返<sub>二</sub>納<sub>一</sub>之、殿下令<sub>二</sub>參内<sub>一</sub>給、頭亮宗頼朝臣奉行云々、子  
 細可<sub>レ</sub>尋記、但件宝珠、彼宝藏宝物云々、範俊僧正進云々、故  
 院渡取、暫令<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>勝賢僧正<sub>一</sub>給、仍尋取被<sub>レ</sub>返納歟、但中陰以後  
 有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>宜歟、

藏人權大夫（光綱）来談云、件宝珠、弘法大師入唐之時、伝取帰  
 朝、被<sub>レ</sub>埋<sub>二</sub>高野山<sub>一</sub>（其所見<sub>二</sub>記文<sub>一</sub>）、其後範俊僧正進<sub>二</sub>白川  
 院<sub>一</sub>、々々々御時、暫被<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>祇園女御<sub>一</sub>、鳥羽院御時、被<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>家  
 成卿<sub>一</sub>、彼卿逝去之時、隆季卿被<sub>レ</sub>責召、但不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>鳥羽北門<sub>一</sub>  
 之由、有<sub>二</sub>鳥羽院御起請文<sub>一</sub>、故院義仲乱之時、令<sub>二</sub>取出<sub>一</sub>給、以<sub>二</sub>  
 勝賢僧正<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>供之、有<sub>二</sub>証利<sub>一</sub>、其後被<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>勝賢許<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>納<sub>二</sub>朱  
 漆辛櫃<sub>一</sub>（香辛櫃体也）、其中納<sub>二</sub>銀篋<sub>一</sub>、件篋以<sub>二</sub>赤袈裟<sub>一</sub>裹<sub>レ</sub>之、  
 篋中同体珠被<sub>レ</sub>入、加之、又被<sub>レ</sub>納<sub>二</sub>舍利百粒<sub>一</sub>、藏人頭中宮亮宗  
 頼朝臣向<sub>二</sub>勝賢房<sub>一</sub>（紀伊二位（藤原朝子）堂、号<sub>二</sub>清浄光院<sub>一</sub>）、  
 迎取（同車、相<sub>二</sub>具出納<sub>一</sub>・小舍人）、參内、被<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>御殿中塗籠<sub>一</sub>  
 （兼被<sub>レ</sub>洗<sub>二</sub>板敷<sub>一</sub>）、殿下令<sub>二</sub>參会<sub>一</sub>給、為<sub>二</sub>開闔<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>僧正<sub>一</sub>、然  
 而有<sub>二</sub>申旨<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>參、仍殿下令<sub>レ</sub>迎<sub>二</sub>取御里亭<sub>一</sub>給、召<sub>二</sub>勝賢<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>開  
<sub>レ</sub>之、其後、令<sub>レ</sub>返<sub>二</sub>進内<sub>一</sub>給、今日殿下令<sub>二</sub>參内<sub>一</sub>給、於<sub>二</sub>二間<sub>一</sub>被  
<sub>レ</sub>開<sub>レ</sub>之、左大將殿（良経）令<sub>レ</sub>候給、又中宮令<sub>レ</sub>昇給、（女人不  
<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>之云々、然而院御時二品一人祇候云々）、次被<sub>レ</sub>返<sub>二</sub>納<sub>二</sub>勝光明  
 院宝倉<sub>一</sub>（納<sub>二</sub>長櫃<sub>一</sub>、衛士持<sub>レ</sub>之、出納貞重・小舍人近久相<sub>二</sub>具  
 之<sub>一</sub>）、旧院々司平中納言（親宗）・内藏頭経仲朝臣參会、藏司法  
 印実任・執行法眼長暹同參会云々、

【史料d】(建久三年四月十四日)、九条兼実置文写(改行私意、以下同)

じ)

去元暦之比、大夫尉源義顕謀反之時、醍醐座主権僧正勝賢奉<sup>⑦</sup>法皇詔、賜<sup>⑧</sup>二件宝珠於本寺、勤<sup>⑨</sup>仕御祈。其後不<sup>⑩</sup>返納、遂以崩御。粗依<sup>⑪</sup>得<sup>⑫</sup>其告、建久三年四月八日己酉、遣<sup>⑬</sup>藏人頭中宮亮藤原宗頼朝臣於彼僧正宿坊(清浄光院)、奉<sup>⑭</sup>請之、奉<sup>⑮</sup>安<sup>⑯</sup>置于内裏。同十日、於<sup>⑰</sup>三大炊御門富少路亭、勝賢相共奉<sup>⑱</sup>開<sup>⑲</sup>之。(僧正依<sup>⑳</sup>為<sup>㉑</sup>籠僧<sup>㉒</sup>不<sup>㉓</sup>能<sup>㉔</sup>參<sup>㉕</sup>内<sup>㉖</sup>也)。即如<sup>㉗</sup>本奉<sup>㉘</sup>納(僧正相共納<sup>㉙</sup>之)。付<sup>㉚</sup>愚封<sup>㉛</sup>、返<sup>㉜</sup>奉<sup>㉝</sup>内裏。同十四日乙卯、於<sup>㉞</sup>二間<sup>㉟</sup>奉<sup>㊱</sup>開<sup>㊲</sup>之、備<sup>㊳</sup>叡覽<sup>㊴</sup>。即於<sup>㊵</sup>御前<sup>㊶</sup>書<sup>㊷</sup>此目錄<sup>㊸</sup>、加<sup>㊹</sup>納<sup>㊺</sup>辛櫃<sup>㊻</sup>畢(勅封之外、又付<sup>㊼</sup>愚封<sup>㊽</sup>了)。

関白兼実

【史料e】建久三年四月十日、僧正勝賢注進状写

範俊僧正所<sup>㉞</sup>進<sup>㉟</sup>宝珠事

右、件宝珠者、異<sup>㊱</sup>高祖遺告之作法<sup>㊲</sup>、銀瓶納<sup>㊳</sup>数粒<sup>㊴</sup>仏舍利<sup>㊵</sup>、以<sup>㊶</sup>五色線<sup>㊷</sup>絡<sup>㊸</sup>封<sup>㊹</sup>之。重納<sup>㊺</sup>銀筥<sup>㊻</sup>、又以<sup>㊼</sup>五色線<sup>㊽</sup>絡<sup>㊾</sup>結<sup>㊿</sup>之。是則相承之口決也。

凡者於<sup>㊱</sup>彼所<sup>㊲</sup>造之作法<sup>㊳</sup>有<sup>㊴</sup>二說<sup>㊵</sup>。一者如<sup>㊶</sup>遺告說<sup>㊷</sup>、永無<sup>㊸</sup>見<sup>㊹</sup>其舍利<sup>㊺</sup>。一者如<sup>㊻</sup>當時之作法<sup>㊼</sup>、是為<sup>㊽</sup>自他<sup>㊾</sup>欲<sup>㊿</sup>令<sup>㊱</sup>拜見<sup>㊲</sup>之時、奉<sup>㊳</sup>出<sup>㊴</sup>之。二說共<sup>㊵</sup>以<sup>㊶</sup>有<sup>㊷</sup>甚深益<sup>㊸</sup>。更不<sup>㊹</sup>可<sup>㊺</sup>論<sup>㊻</sup>勝劣真偽<sup>㊼</sup>。仍大師已<sup>㊽</sup>兩說<sup>㊾</sup>共被<sup>㊿</sup>用<sup>㊱</sup>之。

先青龍阿闍梨相伝之珠、如<sup>㊱</sup>遺告<sup>㊲</sup>之說<sup>㊳</sup>、以<sup>㊴</sup>彼珠<sup>㊵</sup>者、籠<sup>㊶</sup>名山之岫<sup>㊷</sup>、人以<sup>㊸</sup>不<sup>㊹</sup>知<sup>㊺</sup>所在<sup>㊻</sup>、永期<sup>㊼</sup>未<sup>㊽</sup>來際<sup>㊾</sup>、為<sup>㊿</sup>鎮<sup>㊱</sup>國家之寶<sup>㊲</sup>。一切有情非情、誰不<sup>㊳</sup>蒙<sup>㊴</sup>利益<sup>㊵</sup>云々。

次者東寺大經藏甲乙瓶舍利、代々長者守<sup>㊱</sup>之、後七日御修法并晦

御念誦等、聖朝安穩、天下泰平御願、只以<sup>㊱</sup>之為<sup>㊲</sup>本尊<sup>㊳</sup>、兼又緇素為<sup>㊴</sup>結緣<sup>㊵</sup>、時々奉<sup>㊶</sup>出<sup>㊷</sup>之、諸人皆拜<sup>㊸</sup>見<sup>㊹</sup>之。敢無<sup>㊺</sup>隱密之儀<sup>㊻</sup>。

然者兩說其証已分明歟。然而不<sup>㊱</sup>知<sup>㊲</sup>此子細<sup>㊳</sup>之輩、纔伺<sup>㊴</sup>遺告之文<sup>㊵</sup>、偏執<sup>㊶</sup>二隅<sup>㊷</sup>、恭伝<sup>㊸</sup>嫡々之秘決<sup>㊹</sup>、守<sup>㊺</sup>師々之相承<sup>㊻</sup>、何及<sup>㊼</sup>疑滯<sup>㊽</sup>哉。

委曲更難<sup>㊱</sup>載<sup>㊲</sup>竹帛<sup>㊳</sup>、今依<sup>㊴</sup>嚴旨難<sup>㊵</sup>背、粗注進如<sup>㊶</sup>件。

建久三年四月十日

僧正勝賢

## 6 「宝珠」とは如何なる「モノ」であつたか

そもそも、今次検封の対象となつた「宝珠」とはどのようなモノだったのであろうか。「宝珠」一般については、仏教史学・密教学を中心とする膨大な研究の蓄積があるが、ここでは【表3】に掲げる各史料に基づき、宝珠の実態と由来について概観しておく。

まず次の史料は、九条兼実が「回収」した宝珠を実見して書いた目錄の一部で、宝珠格納の様子が具体的に知れる。宝珠は黒漆小筥の中に赤袈裟で包まれ、他の雑多な「宝物」とともに金銅の筥、さらに八角赤辛櫃に納められていた。

【史料f】九条兼実置文写靈宝目錄

〔靈宝目錄〕

金銅筥一合納(方八寸許、深四寸許、蛮絵ヲ堺尔打。)

一、銀筥一合(略)

有<sup>㊱</sup>納物<sup>㊲</sup>(秘而不<sup>㊳</sup>書<sup>㊴</sup>之)

一、黒漆小筥一合(口三寸許、深蓋角入ノ丸筥也。以<sup>㊱</sup>平組<sup>㊲</sup>膾<sup>㊳</sup>之。有<sup>㊴</sup>錦之袋<sup>㊵</sup>。赤地。)



玉一果（以赤袈裟裹之。）

（中略）

件金銅宮以赤袈裟裹之、

納二八角赤辛櫃一也。本勝賢僧正付封。無二勅封一。又

無二目錄一。

次に、宝珠の種類について、兼実自身は宝珠に三顆ありと認識していた。すなわち、『玉葉』【史料a】によれば、㊦弘法大師請来…室生山に埋納。㊧大師自作→範俊→白川（河）院→法勝寺愛染王像内。㊨出所未詳→範俊→鳥羽院→家成卿→勝光明院宝蔵、の三顆である。当時勝賢のもとにあったのは「㊩」の珠で、以後兼実による「検封」の対象となる宝珠である。勝賢自身も宝珠宮に同梱された「注進状」【史料e】㊦㊧において、「範俊僧正所進宝珠事」と事書していることから明らかである。

家成卿から勝光明院宝蔵に渡った宝珠が、勝賢私蔵するところとなった理由と経緯については、諸史料必ずしも一致しない。兼実は、「去寿永之比、九郎義経欲奉取法皇之時」【史料a】㊧・「大夫尉源義顕（義経）謀反之時」【史料d】㊦とし、宗頼も「義顕事時」【史料b】㊩と定家に語っている。ところが吉田経房が弟蔵人権大夫光綱から聞いた話では、「故院義仲乱之時」【史料c】㊩と異なるなど、所伝の細部では異同がある。この点に関し川端新氏は「このあたり、諸史料相互に混乱があり確定し難いが、一般の貴族には知らされることのない秘密修法に関する情報が入り乱れていることを異とするには当たらない。」<sup>23)</sup>としている。美川圭氏は「後白河にとって危機的であったのは義仲との法住寺合戦後であるし、…義仲のときのことと考えたい」としており、従いたい。<sup>24)</sup>

肝心の勝賢は自分が宝珠を蔵することとなつたいきさつを記さない

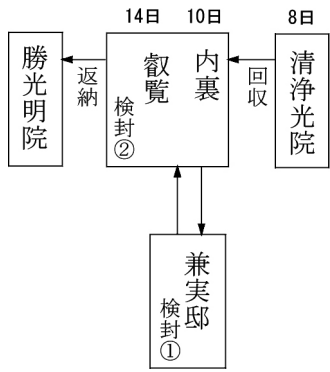
後鳥羽親政のはじまりと九条兼実による如意宝珠検封

【史料e】。「珠」の実態については「数粒仏舍利」【史料e】㊩である」と明かしている。そして宝珠はいたずらに秘匿されるべきものではなく、必要に応じて緇素（僧侶）は拝見すべきものであると主張し、「兼又緇素為結縁、時々奉出之、諸人皆拜見之」。敢無隠密之儀」（【史料e】㊨）と、自己を正当化したうえで、「委曲更難載竹帛、今依嚴旨難背、粗注進如件」【史料e】㊥）と結び、兼実からの強制があつたことを暗示している。

なお『吉部秘訓抄』【史料c】㊦には、件の宝珠が範俊→白川（河）院→鳥羽院、と渡る間に「暫被預祇園女御」と見えて興味深い。<sup>25)</sup>

### 7 宝珠回収・叡覧・検封・返納

【図】宝珠回収と返納



さきに【表3】に見たように、宝珠検封の経緯は『玉葉』『明月記』

『吉部秘訓抄』や聖教類などの史料に記されている。史料相互に参照すると、兼実による「検封」は二度行われていることが知れる。宝珠回収から返納までの流れを略図して上に示し、それぞれにつき具体的に検討したい。

#### (1) 四月八日、宝珠回収―勝賢住房清浄光院から内裏へ

建久三年四月二日、後鳥羽天皇は上皇没後十九日にして倚廬を出御、解陣・開闔のことなどが行われた。日も経ぬ四月八日、九条兼実

は如意宝珠の回収と検封という拳に出た。すなわち家司宗頼を勝賢の住房清浄光院に派遣、宝珠を回収、内裏に安置した〔史料a〕<sup>㉗</sup>、〔史料b〕<sup>㉘</sup>〔史料d〕<sup>㉙</sup>。この間の事情については「此間事有子細、不能具記、只録大概一也」〔史料a〕<sup>㉙</sup>とあって、回収交渉・実施などが円滑に行われなかったことを示唆している。また兼実が、四月十四日「勝光明院宝蔵宝珠管目録」に同梱した「置文」においても回収の経緯について多くを語らない〔史料d〕<sup>㉙</sup>。

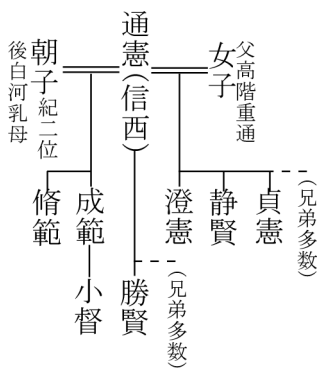
幸い、宝珠回収を命じられ実行した当事者である宗頼が、藤原定家に語った話の内容が、『明月記』に記録されている。兼実は宗頼に清浄光院に赴き回収することを命じ、もし宝珠が醍醐に置かれているなら、醍醐に赴くよう命じたという〔史料b〕<sup>㉘</sup>。

『吉部秘訓抄』〔史料c〕<sup>㉚</sup>には、さらに詳しい情報があつて、『清浄光院』が紀伊二位（朝子）の堂であつたこと、回収には出納・小舎人が随行したことなどが知れる。

勝賢住房清浄光院は、保元三年（一一五八）十月二十三日、少納言入道信西後妻朝子が、夫の建立した法住寺本堂丑寅方の堂を供養したものである（『兵範記』）。以降法住寺合戦による焼失などのことがあつたが、建久二年には頼朝による再建があり、嘉祿元年（一二二五）までその

存在が確認できる（『僧正成賢置文案』醍醐寺文書、『鎌倉遺文』三四一八）。

ここで、醍醐寺勝賢について略述しておく。勝賢（一一三八〜九六）は数多い藤原通憲（信西）息の一人で、父と同じく後白河院近臣であつた。十歳で得度、醍醐座主・東大寺別当・東寺



二長者などをつとめた。当時は三度目の醍醐座主の任にあつた。平治の乱では配流されたが、翌永暦元年（一一六〇）には召還されている。東大寺復興にも尽力し、重源を盛り立てた。<sup>㉚</sup>

〔2〕 検封①―四月十日、兼実邸における検封、勝賢同席

回収された宝珠はいったん内裏に納められたが、驚くべきことに、四月十日には内裏より持ち出されて兼実私邸（大炊殿）に運ばれ、ここで初度の「検封」が行われている。つまり検封は二度行われたのである。王家重宝たる宝珠が、たとえ閑白とは言え、一廷臣の私邸になぜ移されたのだろうか。その原因は勝賢にあつたと諸史料は説明する。

- ・「此僧正依素服人、不参内」〔『明月記』〔史料b〕<sup>㉘</sup>〕
- ・「然而有申旨不参」〔『吉部秘訓抄』〔史料c〕<sup>㉚</sup>〕
- ・「僧正依為籠僧不能参内也」〔『九条兼実置文案』〔史料d〕<sup>㉙</sup>〕

検封の日四月十日は上皇没後未だ二七日、忌明けは五月二日、素服の解除宣下は六月十四日であつた（『心記』）から、朝廷は深い喪に服していた。勝賢は後白河上皇の臨終に立ち会つた三僧の一人であつたが、上掲史料から服喪を理由に参内―検封立会いを逃つた可能性があ

る。「勝賢不参内」を理由に兼実は、自邸において勝賢を立ち会わせ、宝珠管を開封、「愚封」を付し内裏に返納した〔史料d〕<sup>㉙</sup>。この事実は、後に続く兼実の宝珠に対する姿勢―宝珠私物化―を考えるうえで無視できないものと考ええる。

〔3〕 検封②―四月十四日、叡覧と検封、兼実一族同席

回収から五日後の四月十四日、宝珠は内裏において叡覧に付され、

勅封・兼実封がなされたのち、鳥羽勝光明院宝蔵に返納された。兼実はこのことを、「置文」において、極めて簡単に記録するのみ〔史料①〕であるが、吉田経房は、もっと詳しく事実を伝えている〔史料②〕。

今日殿下令參内<sub>レ</sub>給、於<sub>二</sub>間<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>開<sub>レ</sub>之、左大将殿〔良経〕令<sub>レ</sub>候給、又中宮令<sub>レ</sub>昇給、〔女人不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>之云々、然而院御時二品一人祇候云々〕、次被<sub>レ</sub>返<sub>二</sub>納<sub>一</sub>勝光明院宝倉〔納<sub>二</sub>長櫃<sub>一</sub>、衛士持<sub>レ</sub>之、出納貞重・小舎人近久相<sub>二</sub>具<sub>一</sub>之〕、旧院々司平中納言〔親宗〕・内蔵頭経仲朝臣参会、蔵司法印実任・執行法眼長暹同参会云々、

検封の場には、後鳥羽天皇（一三歳）・兼実に加え、左大将九条良経、さらに中宮任子も同席したという。女人は宝珠を見ることが出来ないとされる慣例を兼実は、「二品」すなわち後白河女房丹後局の前例ありとして突破した。

この場はさながら天皇・王家の重宝・兼実ファミリー同席の空間であった、院政から親政へのスタートに懸ける兼実の意気込みが、そのまま具現した場として記憶されてよいと思う。

#### （4）返納―鳥羽勝光明院宝蔵へ

さらに、叡覧を経た宝珠は、院から天皇へ「継承」されなくてはならなかった。げんに鳥羽勝光明院への移送には、旧院院司平親宗・院近臣高階経仲（泰経息）等が参会している〔吉部秘訓抄〕〔史料③〕。

史料の語るところによれば、範俊が白河上皇に進上した宝珠が勝光明院に蔵され、やがて勝賢のもとに持ち出され、兼実の認識では勝賢が私物化していた〔大略如<sub>二</sub>私物<sub>一</sub>也〕〔史料④〕〔キ〕のである。

宝珠が返納された鳥羽勝光明院宝蔵は、鳥羽上皇によって建立され「被<sub>レ</sub>写<sub>二</sub>宇治平等院<sub>一</sub>」〔中右記〕保延二年三月二十三日条〕といわれる王家の宝蔵であった。父祖の地宇治平等院宝蔵を氏長者として管掌する兼実にとって、より身近で尊重すべき蔵であつたらう。いっぽう、後白河院政の象徴であつた蓮華王院宝蔵に関し、われわれは後に、宝蔵が兼実によって「産穢宝珠」の仮置き場とされた経緯や、後世順徳天皇の「准宝剣」が求め出された宝蔵としてその価値を高めることとなつた状況を見るであろう。

### 8 兼実による如意宝珠使用―建久六年

鳥羽勝光明院宝蔵への返納から三年後、如意宝珠は兼実により再び持ち出され、中宮任子御産御祈修法の用に供せられた。

【史料5】建久六年八月十四日、九条兼実置文追記写〔表3〕〔g〕

建久六年八月一日仁和寺宮〔守覚〕、中宮御産御祈、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>如法愛染王法<sub>一</sub>之時、被<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>出<sub>一</sub>之。同十三日御産、同十四日暫宿<sub>二</sub>納蓮花王院宝蔵<sub>一</sub>、穢限以後、来廿日如<sub>レ</sub>本可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>納<sub>二</sub>勝光明院宝蔵<sub>一</sub>之由、仰<sub>二</sub>蔵人少将公定<sub>一</sub>了。

建久六年八月十四日

関白判

以上一通書<sub>レ</sub>之。

兼実娘任子は後鳥羽皇子誕生の期待を背負い、建久元年正月十一日入内、時に天皇一一歳、任子一八歳であつた。建久六年三月十五日着帯、以降は「御産御祈」が数知れず行われたが、八月十三日女兒（昇子）誕生、藤原長兼をして「頗以似<sub>二</sub>遺恨<sub>一</sub>」〔三長記〕史料大成本〕と言わしめ、兼実の期待、すなわち皇子誕生・外戚の座獲得の夢はいっ

たん絶ち切られた。

任子出産に当たっては、「御産御祈」の総仕上げともいべき大法、守覚法親王による「如法（宝珠使用）愛染王法」が修され、件の宝珠が本尊として祀られたのである。修法はまさに出産の場において行われた。安産祈願はもとより、皇子誕生にかける兼実の執念が窺える。

かくて宝珠は「触穢の宝珠」となった。兼実はこれを、こともあるうに蓮華王院宝蔵にいったん納めさせ、穢の消滅を待つて勝光明院宝蔵に戻したというのである。院政から親政へ、王家の宝蔵にも変化があったが、後白河上皇旧蔵は、撰関家宇治宝蔵につながる鳥羽宝蔵の神聖性を補完する場所、すなわち産穢宝珠の一時保管庫にされてしまったと言えよう。

本件に関し松本郁代氏は、「九条兼実が関白と署名した建久六年は、院不在の後鳥羽天皇親政期にあたる。この時期に、関白の地位にあった九条兼実が、仁和寺御室の守覚法親王や天皇家外戚の立場を利用して、宝蔵に収納されている宝珠の管理と宝珠法の主導権を一時的に握ろうとした意図を②（筆者注Ⅱ「九条兼実置文追記写」）の文書から読みとることができる。」と、述べている。

しかし蓮華王院宝蔵は後年、後鳥羽上皇にとつても重要な場所となる。後鳥羽は神器不帯の天皇として踐祚、神器還京後もなお宝剣を欠いたままで儀式儀礼上の不便に甘んじた。その後元服を機に、昼御座の剣を宝剣の代用として用いることとなった（宝剣代）。下つて承元四年（一一一〇）十一月、後鳥羽は「土御門天皇から順徳天皇へと皇統を変更するという重大な決定」を行い、十二月、後白河上皇が蓮華王院宝蔵に収納していた大神宮より進上の剣をもつて宝剣（准宝剣）と定めたのである。<sup>33</sup>

【史料6】「実宣卿記」承元四年十二月十日条（『御即位由奉幣部類記』

『群書類従』一〇下、785頁）

今日、為<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>伊勢幣<sub>一</sub>、行<sub>二</sub>幸神祇官<sub>一</sub>如法、……更東行取<sub>二</sub>御劍<sub>一</sub>、經<sub>二</sub>本路<sub>一</sub>入<sub>二</sub>御輿<sub>一</sub>、此御劍太神宮御物也。依<sub>二</sub>夢想告<sub>一</sub>、祭主卿令<sub>レ</sub>進、後白川法王被<sub>レ</sub>納<sub>二</sub>蓮華王院宝蔵<sub>一</sub>、而宝剣沈<sub>二</sub>海底<sub>一</sub>之後、以<sub>二</sub>昼御座御劍<sub>一</sub>為<sub>二</sub>宝剣代<sub>一</sub>、院・新院御在位之時、兩代如<sub>レ</sub>此、件昼御座御劍、近衛入道撰政所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>造進<sub>一</sub>也、依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>二代劍<sub>一</sub>有<sub>二</sub>予議<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>璽為<sub>レ</sub>先、以<sub>レ</sub>劍為<sub>レ</sub>後、日来如<sub>レ</sub>此之条、強不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然歟、……而今可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>神宮御劍<sub>一</sub>之由、上皇被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>合人々<sub>一</sub>……仍去五日被<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>禁裏<sub>一</sub>、今日行幸如<sub>レ</sub>元劍為<sub>レ</sub>先、

## 9 後鳥羽親政のはじまりと兼実

文治元年（一一八五）末、源頼朝が「今度天下之草創也」（『玉葉』十二月二十七日条）と豪語して朝廷に行わせた廟堂改革において、兼実には内覧の宣旨があり、翌年三月十二日には、近衛基通に代わり撰政就任が叶った。ときに後鳥羽天皇七歳であった。元服は建久元年（一一九〇）正月三日に行われた（十一歳）。

建久二年末、後白河上皇が病気がちとなった頃の十二月十七日、右大臣兼実に関白および准撰政の宣下があった（『百練抄』）。このような場合の「准撰政」とは「幼帝が元服し撰政が関白に転じても、天皇がすぐに執政するのは困難だったので、関白が当面、天皇権力を代行する准撰政となるのが恒例となる。」と説明されている。

かくて「後鳥羽親政」が実現した。後鳥羽天皇には、ともに一年々長の惟明・守貞両兄があつたが、その地位を脅かされることなく、安定した親政がスタートしたと考えてよい。しかし天皇未だ十三歳、自らを養育した高倉範季の養女（長兄範兼娘）範子・兼子姉妹が乳母な

どとして周辺に居り、源通親ももと能円妻であった範子の再婚相手（文治二年）として、のちの土御門天皇外祖父となったほどの、濃密な関係を天皇周辺に築いていた。後中院中で廷臣を鬼役に見立て、乱暴をはたらく後鳥羽上皇を見て通親が「於レ今者吾力不レ及……」（『明月記』正治二年二月九日条）と歎息するまでにはなお日があった。

院政から親政への実務に関し富田正弘氏は、中世の親政においては、太政官を通じた政治ではなく、多くの場合奉行の奉ずる論旨をもつて行われており、なんら院政と異なることはなかったとしている。<sup>36</sup>

「法皇御万歳」の後を期した頼朝と兼実であったが、その後の展開は、頼朝娘の入内問題をめぐり両者の関係は密であったとは言えない。<sup>37</sup> 後鳥羽天皇親政の到来を慈円は、次のように述べている。

【史料7】『愚管抄六』（古典文学大系、278頁）

同三年三月十三日ニ法皇ハ崩御アル。……御惱ノ間行幸ナリツ、世ノ事ミナ主上ニ申ヲカレテケレバ、太上天皇モヲハシマサデ、白川・鳥羽・此院ト三代ハ、ヨリ居ノ御門ノ御世ニテアリケレバ、メヅラシク後院ノ庁務ナクシテ、院ノ尊勝陀羅尼供養ナド云コトモ、法勝寺ニテヲコナハレナドシテ、殿下、カマ倉ノ将軍仰セ合ツ、世ノ御政ハアリケリ。

兼実―頼朝「仰セ合ツ」という事実を史料上確認することは出来ないが、後鳥羽親政の出発直後、建久三年中における兼実最重要の朝政は、源頼朝の征夷大将軍補任であった。<sup>38</sup> 二〇〇四年、櫻井陽子氏によつて報告された『三槐荒涼拔書要』<sup>39</sup>は、頼朝の望んだ官職が「征夷大将軍」ではなかったことを示す史料であるが、「征夷」大将軍名を指示するなど、後白河没後の朝政が、兼実主導で遂行されていたことを実証する史料としても重要である。

【史料8】『三槐荒涼拔書要』

同（建久三年七月）十二日、大藏卿宗頼奉「関白命」伝送曰、大将軍号事、依「三田村磨例」可レ称「征夷」

いまひとつ、後白河院政から後鳥羽親政への転換を鮮やかに示す事例を挙げておこう。『鎌倉遺文』には、後白河院政最終末に発布されたと思われる院庁下文が残されている。「建久三年三月日後白河院庁下文案」（五八四号、大徳寺文書）である。事書には「可永停止大嘗会・造野宮・宇佐勅使・住吉造宮・造内裏・御願寺塔以下勅院事国役并国郡司甲乙諸人等妨、令従二位高階朝臣家知行京中諸国領地庄園事」とあつて、後白河寵妃丹後局（上皇死去当日落飾）の所領保全と所役免除を命じ、院別当左大臣藤原実房以下四〇余名が連署している。しかし翌年、早くも一切の例外を認めない役夫工米賦課が五畿内諸国に布告されたのは、後鳥羽親政のスタートを象徴する事例である。<sup>40</sup>

## おわりに

以上、「法皇御万歳」から日を置かず、後鳥羽親政の始まりと同時に九条兼実が行った如意宝珠回収・観覧・検封・返納の経緯と経過について、豊富な先学の研究成果に学びつつ整理を行った。そのさい、兼実と宝珠に関わる検封前後の事象についても明らかにした。

寿永二年（一一八三）七月、平氏西走直後、源氏三者（頼朝・義仲・行家）への勸賞が議される場（三十日）において、早くも「新主踐祚」の語を發したのは右大臣兼実であった。兼実は新帝神器不帯踐祚（神器は安徳天皇と共に西国にあった）を突破する方策を提示するなど、新帝後鳥羽踐祚（八月二十日）を主導・実現した。

続く文治元年（一一八五）の神器（神鏡・神璽）還京後にあっても、幼帝後鳥羽はなお宝剣を欠く天皇に甘んじねばならなかった。文治二年三月摂政となった兼実は、建久元年（一一九〇）正月三日、天皇元服（一一歳）の日に、昼御座の剣をもって宝剣の代用とし（宝剣代）、朝儀を整えた。のち「宝剣代」が「准宝剣」に代えられるのはさきに見た通りである（8）。このように兼実にはつねに、神器（宝剣）不帯の帝王後鳥羽の姿が意識されており、宝珠をめぐるさまざまな対応において、神器のことが念頭になかったはずがない。被保護者後白河上皇を失った後鳥羽天皇にとって、神器に準じ、その権威を維持発現するための象徴物の一つとして、宗教権門に君臨する靈器として、宝珠の存在意義は大きかったのではないかと考える。

上記は、先に見たように、兼実による宝珠への対応が極めて厳しいものであったことから推測される。舍利（宝珠）の破壊検査・強引な宝珠回収・私邸への持ち込みなどの背景には、父祖の時代、久安六年（一一五〇）九月二十六日、藤原忠実が頼長に氏長者を譲らんがため、東三条殿御倉から、「早く鑢を破れ」と叫んでまで奪取した朱器台盤のこと、兼実父忠通が受けた仕打ちを想起させる<sup>(4)</sup>。

また、かかる兼実の方法が、間近に迫っていた建久七年政変への道を縮めることとなった可能性も指摘できると思う。

## 注

- (1) 本稿の場合「回収」の意味は「奪還」に近い。  
 (2) 大覚寺聖教・文書研究会「大覚寺聖教・文書」〔『古文書研究』四〇、一九九五年〕。  
 (3) 杉橋隆夫「四天王寺所蔵『如意宝珠御修法日記』・『同』紙背（富樫氏関係文書について）」〔『史林』五三・三、一九七〇年〕。  
 (4) 内藤栄「舍利と宝珠」〔『日本の美術』編集至文堂、ぎょうせい、五三八、

二〇一一年）、同「仏舍利と宝珠」展概説」〔『仏舍利と宝珠』釈迦を慕う心 奈良国立博物館特別展図録、二〇〇一年）、ほか斎木涼子「撰関・院政期の宗教儀礼と天皇」〔大津透ほか編『岩波講座 日本歴史』古代5、岩波書店、二〇一五年〕。さらに仏教史学・密教学上の「宝珠」論は枚挙にいとまがない。

(5) 阿部泰郎「宝珠と王権―中世王権と密教儀礼」〔『中世日本の王権神話』名古屋大学出版会、二〇二〇年、初出一九八九年〕。

(6) 上川通夫「院政と真言密教」〔『日本中世仏教形成史論』校倉書房、二〇〇七年、初出一九九八年）、同「如意宝珠法の成立」〔『日本中世仏教史料論』吉川弘文館、二〇〇八年、初出二〇〇四年〕。

(7) 松本郁代「鳥羽勝光明院宝蔵の『御遺告』と宝珠―院政期小野流の真言密教」〔『中世王権と即位灌頂―聖教のなかの歴史叙述―』森話社、二〇〇五年、初出二〇〇四年〕。

(8) 美川圭「後白河院政と文化・外交―蓮華王院宝蔵をめぐって―」〔『立命館文学』六二四、二〇一二年〕231頁、ほか同「後白河天皇―日本第一の天狗―」〔ミネルヴァ書房、二〇一五年〕、竹居明夫「蓮華王院の宝蔵―納物・年代記・絵巻―」〔古代学協会編『後白河院―動乱期の天皇―』吉川弘文館、一九九三年〕参照。

(9) 『玉葉』は九条家本（図書寮叢刊）を用い、必要に応じて国書刊行会本『玉葉』および影印（宮内庁書陵部書陵部蔵マイクロデジタル）と対校した。刊本において判読困難箇所には、「○○イ」（他本の略号）のように傍注される文言（（王行法 補綴イ））日□□などは「（也、又イ）」で括り本文に組み入れ、割書は「（也、又イ）」に囲み示した。

『明月記』は、『翻刻明月記一』（冷泉家時雨亭文庫編、朝日新聞社、二〇一二年）を用い、必要に応じて冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書明月記』（写真版、五六―六〇巻、朝日新聞社、一九九三―二〇〇三年）を参照した。

(10) 『玉葉』建久三年三月十三日条。

(11) 宝珠と称されるモノには「舍利」と、「能作性宝珠」（人造宝珠）などがあったとされる。「能作性宝珠」については、伊藤聡『中世天照大神信仰の研究』（法蔵館、二〇一一年）57頁。

(12) この事件の詳しい経過については、藤井恵介「俊乘房重源と権僧正勝賢」〔『南都仏教』東大寺、四七、一九八一年〕参照。

(13) 杉橋隆夫「四天王寺所蔵『如意宝珠御修法日記』・『同』紙背（富樫氏関係文書について）」（前掲）

- (14) ちなみに兼雅と兼実とは相舅の、兼雅と通親は義兄弟の関係にあったが、兼雅・通親と兼実とはかねてより対立関係にあったのは衆知のことである。
- (15) 橋本義彦『源通親』(新装版、吉川弘文館、一九九二年)、竹居明夫「蓮華王院の宝蔵―納物・年代記・絵巻―」(前掲)、阿部泰郎「院政期文化の特質」(『日本史講座3中世の形成』東京大学出版会、二〇〇四年)、田島公「中世天皇家の文庫・宝蔵の変遷」(『禁裏・公家文庫研究』二、思文閣出版、二〇〇六年)、佐古愛己「平安貴族社会の秩序と昇進」(思文閣出版、二〇一二年)、美川圭「後白河天皇―日本第一の犬天狗―」(前掲)
- (16) 「もとより宝蔵の戸にはカギが掛けられ、天皇や院の封を付けることもあった。この封が誰のものであるかが宝蔵(その付属する寺院)の所有者をシンボリックに示すことになる」(高橋一樹「中世成初期における王権の宝蔵とその歴史的格―蓮華王院宝蔵を中心に―」小野正敏ほか編『中世人のたからもの―蔵があらわす権力と富』高志書院、二〇一一年)、41頁。
- (17) 「解題二、『玉葉』書誌」(『図書寮叢刊九条家本玉葉十四』宮内庁書陵部、二〇一三年)。
- (18) 後に述べる、建久三年七月十二日、源頼朝を征夷大將軍に任ずるという重要朝政の記録も見られないのは不自然に思える。
- (19) 大覚寺聖教・文書研究会「大覚寺聖教・文書」(前掲)、「『靈宝事』付・禪助書状」には、元応三年(一一三二)二月二十三日、後宇多法皇本奥書、寛正六年(一四六五)十月二十五日実乘奥書がある。
- (20) 上掲書には、写本として次のようなものが挙げられている。  
・大覚寺聖教本。  
・醍醐寺三寶院本 報恩院隆勝書写。  
・東寺観智院本。  
・如意宝珠事類記 宮内庁書陵部所蔵伏見宮家本。  
・『秘鈔問答』(鎌倉期の真言僧頼諭による守覚撰『秘鈔』の注釈書)所引本。  
・早稲田大学所蔵本『鎌倉遺文』補一二四・一二五。
- (21) 日付が「四月廿四日」となっているが、同書掲載の影印により十四日と確認出来る。
- (22) 範俊(一〇三八―一一二二)所伝については『中右記』天永三年四月二十四日条(史料大成本)参照、「為三法務、東寺一長者、興福寺權別当」、範俊者故大威儀師仁静之子也、但年来住小野、伝三真言秘教、(中略)為三院御持僧、数十年居住鳥羽殿、奉三仕種々御修法」。
- (23) 前掲、大覚寺聖教・文書研究会「大覚寺聖教・文書」80頁。
- (24) 美川圭「後白河院政と文化・外交―蓮華王院宝蔵をめぐる―」(前掲) 234頁。
- (25) 美川圭「後白河院政と文化・外交」(上掲) 参照。
- (26) 『明月記』に見る宝珠回収の経緯に關し、阿部泰郎氏は「定家は兼実と同道し、内裏において主上後鳥羽帝が宝珠を御覽ある儀を見聞し(勝賢はこの際も参入し立ち会っている)」(33頁)と述べており(同氏「宝珠と王権―中世王権と密教儀礼」前掲)本稿の理解とは異なる。
- (27) 勝賢については、木村真美子「少納言入道信西の一族―僧籍の子息たち―」(『史論』東京女子大学、四五、一九九二年) 参照。
- (28) 松本郁代「鳥羽勝光明院宝蔵の『御遺告』と宝珠」(前掲) 参照。
- (29) 田中貴子「宇治の宝蔵―中世における宝蔵の意味」(『外法と愛法の中世』平凡社、二〇〇六年、初出一九八九年) 参照。
- (30) 拙稿「後鳥羽天皇在位から院政期における神器政策と神器観」(『後鳥羽院政の展開と儀礼』思文閣出版、二〇一〇年、初出、二〇〇八年)。
- (31) 松本郁代「鳥羽勝光明院宝蔵の『御遺告』と宝珠」(前掲) 24頁。
- (32) 佐伯智広「皇位継承の中世史」(吉川弘文館、二〇一九年) 92頁。
- (33) この辺の事情については拙稿「後鳥羽天皇在位から院政期における神器政策と神器観」(前掲) 参照。
- (34) 『百練抄』十二月二十八日条「右大臣蒙三内覽宣旨、從三関東一議奏云々」(国史大系本)
- (35) 神谷正昌「撰政・関白と王権」(『歴史評論』八四一、二〇二〇年) 16頁。  
ほか米田雄介「撰関制の成立と展開」(吉川弘文館、二〇〇六年) 参照。
- (36) 富田正弘「中世公家政治文書論」(吉川弘文館、二〇一二年) 130頁。
- (37) 杉橋隆夫「鎌倉初期の公武関係―建久年間を中心に―」(『史林』五四―六、一九七一年)。
- (38) 上横手雅敬氏は「法皇没後最初の朝政」と位置付けている(『東大寺復興と政治的背景』『権力と仏教の中世史』法蔵館、二〇〇九年、初出一九九九年、31頁)。このほか頼朝の征夷大將軍補任については、元木泰雄『源頼朝』(中公新書、二〇一九年)に詳しい。
- (39) 櫻井陽子「頼朝の征夷大將軍任官をめぐる―『三槐荒涼拔書要』の翻刻と紹介―」(『平家物語』本文考) 汲古書院、二〇一三年、初出、二〇〇四年。
- (40) 建久四年七月四日官宣旨案(高野山文書続宝簡集、『鎌倉遺文』六七七号)。
- (41) 『台記』同日条(史料大成本)。
- (付記) 脱稿後、「特集 寺院聖教の世界―その歴史研究への活用をめぐる―」

た。  
〔日本史研究〕七二五、二〇二三年一月）の諸論考に接することが出来

（衣笠総合研究機構客員協力研究員）